

企業系統 十ニ

資本金 六千圓

事業の種類 活動寫真興行

使用労働者 男一三、女五

三、労働者側

争議参加者 一八名(全負)

全組合加入者 全負 関東映画京浜支部

応援組合 十ニ

四、争議發生の日 昭和七年十二月九日

五、争議發生の原因

経営者ハ興業不振ノ結果後業負ノ給料十月分ハ一箱十一月分
(約八百圓)ヲ拂ハサルタメ後業負ハ十二月九日結束ニテ
左記ニ項ノ嘆願書ヲ提出シタルカ容レラレザリニタメ遂ニ争
議トナル

嘆願書

イ、未拂給料ヲ即時支給サレタシ
ロ、今後全後業負ノ給料ハ月米ニ確實支給サレタシ
ハ、但シ十二月分二十五日迄ニ支給サレタシ

六、経過

経営者ハ旧経営者柳田昇對當時ノ後業負ノ紛争(本年七月)
ノ後ヲ享ケ多額ノ権利金ヲ支出シテ去ル八月一日ヨリ興業ヲ
開始セルカ興行不振ノ為メ經營難ニ陥リ前記ノ如ク賃銀不拂
ヲ余儀ヤクサルニ至リニモ、如クニテ後業負ノ要求ニ對
シテ十一月分約八百圓ハ本月十五日ニ其ノ半額四百圓ヲ支
拂ヒ亦十二月分ハ要求ノ通り實行スヘキヲ回答シタルニ後業
負側即時支給ヲ主張シタルタメ遂ニ争議トナリタルモノナル
カ
今十二日、両者會見ニテ経営者ハ後業負カ會見時間ヲ遷延シ